

## 四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業業務委託 仕様書

### 1 事業目的

全国でも珍しいナローゲージの鉄道として、市の観光資源となっている四日市あすなろう鉄道を活用した企画の提案を募り、市民主体によるまちづくり活動の推進を図る。

### 2 事業の履行期間

契約の日から 令和9年3月19日まで

### 3 委託業務の内容

#### ① 四日市あすなろう鉄道を活用した企画の提案

(企画例：イベント列車の運行、沿線回遊イベント、各種 PR コンテンツの制作、日永駅構内広場を活用した事業等)

#### ②提案した企画の実施

### 4 履行報告

事業完了報告書を提出するものとする。

天候等の理由により、事業が実施できなかった場合は、精算報告書を提出するものとする。

### 5 委託料の支払方法

前金払1回(委託料の9/10以内)及び完了払

天候等の理由により、事業が実施できなかった場合は、上記4に記載のある精算報告書に基づき、委託料を支払うものとする。

### 6 著作権

(1) 受託者は、契約の履行の成果物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下(「成果物」という。))が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該成果物の引渡時に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果物が著作権に該当するとしないうにかかわらず、市が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。

① 成果物の内容を自由に公表すること。

② 成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。

(3) 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

① 成果物に受託者の実名又は変名を表示すること。

②成果物の内容を公表すること。

③成果物を使用又は複製すること。

(4) 受託者は、受託者が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、市が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。

## 7 その他

(1) 本事業の遂行にあたっては、本市担当者との連絡を密にするよう努め、必要に応じ十分な協議を行い、本事業が効果的に進められるよう留意すること。

(2) 事業内容は、四日市あすなろう鉄道の安全運行の支障をきたさないものとし、必要に応じ四日市あすなろう鉄道（株）と十分な協議を行うこと。

### 【 注意事項 】

#### (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

#### (2) 暴力団等不当介入に関する事項

##### ① 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

##### ② 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③ (ア) (イ) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

#### (3) 障害者差別解消に関する事項

##### ① 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2

月 28 日策定。以下「対応要領」という。) に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

## ②対応指針に沿った対応

上記①に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。